

淀川水系流域委員会 第27回委員会

議事録 (確定版)

日時：平成15年12月9日(火)

委員会 16:00～18:40

意見書提出式 19:00～19:10

場所：大阪国際会議場 3階 イベントホール

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

それでは、お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 27 回委員会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願ひをさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。「発言にあたっての願ひ」、クリーム色の用紙です。次に議事次第。資料 1「意見書とりまとめの経緯」、前回の委員会からの経緯を記しております。

資料 2 - 1「淀川水系流域委員会意見書 (案) 031209 版」となっております。意見書 1、意見書 2 全てとじられております。資料 2 - 1 補足としまして、「意見書の説明資料～新たな川づくりを目指して～」というパワーポイントのプリントアウトがあります。資料 2 - 2「意見書 1 委員会意見『1. 基礎原案本文に対する意見案』への委員からのご意見」です。こちらは、2 度にわたって意見募集をしております。前回の委員会 10 月 29 日に出された 1029 版、その後作業部会が作成、修正した 1119 版、それぞれに対して意見募集を行っております。その寄せられた意見が 2 回分とじられております。資料 2 - 3「意見書 1 委員会意見『2. 具体的な整備内容シートに対する意見』への委員からのご意見」です。こちら 2 回意見募集をしておりますので、2 回分とじられております。

資料 2 - 4、淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書案に対して、河川管理者から寄せられた意見、質問です。こちら 2 回に渡って寄せられておまして、前回の 10 月 29 日版に対して寄せられたご意見と、整備内容シートに対する意見案の 1124 版に対して寄せられた意見質問の 2 つがとじられております。こちらは目次のところに 1、2 とありますが、この 2 の意見質問については、意見質問の資料とともに参考資料が 2 つついておりました。委員の方々には既にお送りしているのですが、一般の方々には、今日は資料としては配付しておりませんが、受付で閲覧できるようになっておりますので、ご希望の方はそちらでご覧下さい。

資料 3 - 1「『今後の淀川水系流域委員会について (案)』検討の経緯」、資料 3 - 2「今後の淀川水系流域委員会について (案)」です。資料 4「今後の予定について」、参考資料 1「委員および一般からのご意見」、参考資料 2 - 1「円卓会議アンケート結果」。こちらは、河川管理者からの提供資料です。参考資料 2 - 2、こちら 2 回河川管理者からの提供資料で、「円卓会議総括報告 (淀川河川事務所管内実施分)」となっております。淀川河川事務所管内で実施された円卓会議のファシリテーターを務められた 2 名の方から寄せられている報告です。

また、委員席には、薄緑色の「丹生ダムかわら版」というものを配っております。こちら 2 回河川管理者の提供されたものです。丹生ダムの対話討論会の開催概要、アンケート結果が載せられております。一般の方には、受付に置いておりますので、そちらでご覧下さい。

なお、一般の傍聴者の方々には共通資料としまして、河川管理者からの提供資料ですが、「淀川水系河川整備計画基礎原案」をお配りしております。

委員席の机の上に審議の参考として置いているものをご紹介します。

まず、「委員から河川管理者への質問と回答 (確定版)」と書いている資料を置いております。こちらは 2 分冊になっており、確定版と別紙があります。基礎原案に関する委員からの書面で

寄せられた質問と、それに対する河川管理者からの回答を集めたものです。既にこの中の大半の部分は、全ての委員の方にお送りしているものですが、幾つか最近増えたものがありますので、そちらを加えて確定版として、全ての質問に対する河川管理者からの回答を集めております。全ての委員に1つずつ置いておりますのでご覧下さい。今日お持ち帰りになって結構です。

審議の参考として置いているもので、「基礎原案」、「具体的な整備内容シート」もお1人1冊ずつ置いております。また、1テーブルに1冊置いているものとして、前回の委員会に出された「意見書(案)031029版」、その後作業部会の修正版として寄せられた「031119版」と、「整備内容シートに対する意見書(案)031124版」をそれぞれ委員席に置いております。こちらにつきましては、一般の方々には、受付に閲覧用を置いておりますので、ご希望の方はそちらでご覧下さい。

また、整備内容シートに対して寄せられた委員からの意見、提言冊子、提言別冊、河川管理者説明資料関係ファイル、過去の委員会で行われた現状説明資料を置いております。

次に、前回委員会以降、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。参考資料1をご覧下さい。

前回委員会10月29日以降、一般の方より5件の意見が寄せられております。一般の方からのご意見としましては、哺乳類保全の観点からの河川環境の保全について。川上ダム建設の危険性についてという意見書、あと意見書への意見。「『淀川水系・自然共生型流域圏』の形成に向けた関係省庁・府県による共同調査の提案」及び「自然生態回廊の形成による河川敷の保全と利用の適正化に関する提案」、「淀川水系河川整備計画に関する意見書」及び「猪名川グラウンドを守ろう」と題した59団体、2万708名からの署名。「淀川水系河川整備計画基礎原案にかかるダムに関する対案」等が寄せられております。

次に、発言にあたってのお願いを申し上げます。本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。その際には「発言にあたってのお願い」をご一読の上、簡潔にお願いいたします。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後議事録を作成いたしますので、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前を頂いた上でご発言下さいますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くか、マナーモードに設定頂きますようよろしくお願いいたします。

本日は、19時、午後7時に終了させて頂き、その後意見書提出式、記者説明会を予定しております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。芦田委員長よろしくお願いいたします。

芦田委員長

それでは、只今から審議に入りたいと思います。

淀川流域委員会も27回目ですが、発足以来2年10カ月あまり、委員会、部会、検討会を合わせまして300回くらいを重ねてまいりまして、今日は国土交通省が作成された河川整備計画

基礎原案に関して意見書を取りまとめる段階になりました。この後、意見書の説明をしてもらいまして、その上で審議してご承認をお願いしたいと思っております。ご承認の上は、国土交通省の方に答申をしたいと思っております。その後記者会見ということにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、意見書とりまとめまでの経緯について、資料1ですが庶務の方から説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略[資料1説明]

芦田委員長

意見書とりまとめにつきましては、各部会、委員の皆さま方から全面的な協力を得まして、皆で作成したわけですが、特に作業部会で非常に努力して頂きました。

何かご質問はありますでしょうか。なければ、意見書についての説明に入りたいと思います。資料2-1から2-4です。膨大なものですが、作業部会リーダーの今本委員の方からご説明をお願いします。

今本委員

それでは、意見書とりまとめ作業部会を担当いたしましたので、内容について説明させていただきます。

最初に、意見書に至る経緯ではありますが、淀川水系流域委員会の歴史は、平成12年7月の準備会議の設置にさかのぼります。準備会議の答申を受けまして、平成13年2月、当時の建設省近畿地方建設局によりまして、流域委員会が設置されました。そして2年近くの審議を経まして、平成15年1月に「新しい川づくりをめざして - 淀川水系流域委員会提言」を発表しました。これを受けた河川管理者は、本年9月に河川整備計画基礎原案を発表しました。これ以後、提言、基礎原案、意見書と略称させていただきますが、基礎原案に提言がどのように反映されているかという観点から委員の意見をまとめましたが、この意見書であります。

提言が示しました「新たな川づくりの理念」は、次のようになっています。

環境につきましては、「河川や湖沼の環境保全・再生を重視した河川整備」。治水は「超過洪水・自然環境を考慮した治水」。地域特性に応じた治水。利水は「水需給を一定枠内でバランスさせる水需要管理」。利用は「河川生態系と共生する利用」であります。これらの理念は、いずれもこれまでの理念を大きく転換しようとするものであります。これが基礎原案にどのように反映されているかが最大の問題であります。

意見書目次は、先ほどの資料にもありましたように、大きく意見書1と意見書2に分かれています。意見書1は、さらに「基礎原案本文に対する意見」と「具体的な整備内容シートに対する意見」に分かれています。それと「部会意見」が入っています。意見書2は「計画策定における住民意見の反映についての意見書」であります。これらが合冊されております。従いまして、意見書1の次に「はじめに」がありまして、具体的な整備内容シートに対する意見の

後に「おわりに」があります。整備内容シートの後ですので見落とすかも知れませんが、「おわりに」まで目を通して頂ければありがたいと思います。

それでは意見書の説明をいたします。

意見書は、流域委員会の委員みずからが執筆いたしましたので、執筆者の言いたいことがかなり含まれています。基礎原案との対応がわかりにくい部分もあります。ここでは全てにわたって説明することができませんが、途中省略しながら説明させていただきます。

まず、基礎原案の目次ですが、「はじめに」から「流域の概要」「現状の課題」「河川整備の基本的考え方」「河川整備の方針」「具体的な整備内容」の5章立てになっています。

この「はじめに」の中に重要なことが書かれています。それは、「実施」と「検討・見直し」の意味であります。実施というのは、今後速やかに実施するものであり、検討・見直しは、今後実施の可否も含めて検討・見直しを行い、検討・見直しの結果が出た時点で、流域委員会や住民、自治体等の意見を聴いた上で決定するとしています。この「実施の可否も含めて」というのが注目される点でありました。河川管理者の決意がうかがえますとともに、積極的な検討・見直しを期待しています。

意見書では、実施とされた事業につきましては「附帯すべき条件はないか」、検討・見直しにつきましては「検討・見直しに際しての留意事項」という観点から、主に基礎原案の4章、5章を対象に委員会の意見をまとめています。

4章の最初に基礎原案が対象とする範囲と期間が示されていますが、河川整備計画の対象範囲を指定区間外区間、いわゆる大臣管理区間としましたことは、河川法から見て当然でありませんが、新たな理念を具体化するには、この理念が水系全域に適用されるのが望ましく、水系全域が統一された理念で整備されることを期待しています。

対象期間を20から30年としましたことにつきましては、社会の変革が著しい現状から、おおむね適切と判断されます。

5章の具体的な整備内容への意見に移らせて頂きます。

基礎原案の5.1.2には、(1)情報の共有と公開及び意見交換、(2)住民との連携・協働、(3)自治体・他省庁との連携が挙げられていますが、(1)では、対話集会等の継続的設置、(2)では河川レンジャー(仮称)の任命、(3)では「琵琶湖淀川流域水質管理協議会(仮称)」や「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」の設置が注目されます。こういった新たな取り組みが、今後の河川整備に役立てられることを期待しています。

特に提言を反映したと思われる河川レンジャーにつきましては、早期に発足し、具体的な活躍が開始されますように、流域委員会としても側面から支援いたしたいと考えています。

次は河川環境であります。

河川の役割は、普通、治水・利水・環境という順で説明されることが多いのですが、基礎原案では、提言と同じように環境から説明を始めています。このことが環境を重視するということの意味するのでしたら、まずそのことを評価したいと思います。

基礎原案では、河川環境全般に関わることとして、(1)河川環境のモニタリングの実施・評価・公表、(2)河川環境の保全・再生の指標の設定、(3)河川環境のための施設の改善を取り上げています。環境はこれまでの河川管理者がどちらかといえば不得手としてきた分野ですの

で、できるだけ幅広い学識経験者、ここではいわゆる「有識者」から地元の状況に詳しい人と
いった様々な方をひっくるめて、学識経験者と言っておりますが、そういう人たちの協力を得
て検討する必要があります。なお、モニタリングは、結果を河川整備に活用することが重要で
るので、実施するだけでなく、活用されることを期待しています。

次は、河川形状であります。これまでの河川整備による河川形状が、結果として河川環境に
悪影響をもたらしてきたことは否定できません。横断方向であれ、縦断方向であれ、基本はな
だらかな形状変化にするということです。横断方向には、できるだけ広い水陸移行帯をつくる
ことが重要です。堰や落差工につきましては、低い落差工を組み合わせ、魚道をつくる必要
のないようにするのが望ましいのですが、当面は魚道の改築や新設が必要です。地元の人たち
の意見も聞いて、有効な魚道の新設・改築が望まれます。

水位につきましては、(1)淀川大堰における試行、(2)瀬田川洗堰における試験操作、(3)
琵琶湖の急速な水位低下と低水位の長期化の抑制等が取り上げられています。(1)と(2)に
つきましては既にも実績がありますが、さらに試行、或いは試験操作の継続が望まれます。(3)
ですが、ダム事業そのものが未決着ですので、その結果によっては事業中のダムを利用する
という方策を見直す必要があります。

水量につきましては、(1)ダム・堰における攪乱操作、(2)維持流量についての調査・検討、
(3)瀬田川洗堰及び天ヶ瀬ダムにおける漸減操作の検討等が取り上げられています。(1)及
び(3)につきましては、治水及び利水への影響を把握するとともに、このような操作により
得られる効果を確認する必要があります。また、(2)につきましては、瀬切れ・水質汚濁とい
う問題は深刻ですので、利水者、或いは下水道事業者等の協力を得て、早期の決着が望まれ
ます。

水質につきましては、(1)琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討、(2)琵
琶湖の水質保全対策、(3)ダム湖の水質及び放流水質保全対策、(4)河川の水質保全対策が取
り上げられています。いずれも重要な事項ですので、早期の実施、或いは検討が望まれます。

(1)の協議会につきましては、「整備方針」に記載されておりました「河川の流入総負荷量管
理」が「具体的な整備内容」からは欠落しています。この項の4に書かれているのですが、協
議会の重要な目的ですので、是非、この項でも記載する必要があります。これからの水質対策
では、総負荷量の対策抜きには語れません。これに挑戦しようという河川管理者の意欲を高く
評価したいと思っております。(2)(3)(4)につきましては、おおむね適切ではありますが、
細部では修正、追加が必要などところもあります。意見書本文、或いは整備シートへの意見を参
考にして頂きたいと思います。

土砂につきましては、土砂動態のモニタリングの実施、森林の保全・整備、土砂移動の連続
性の確保、砂防施設の整備が取り上げられています。

河川では土砂移動が河道形状や環境を支配しています。中長期的な動的平衡を保つことが望
ましいのですが、短期的・局所的には平衡を失うことは避けられません。従いまして、ある程
度の人為的操作が必要となりますが、「川が川をつくる」のを手助けするという意味から、で
きるだけ自然に任せることが重要であります。

生態系に示されました(1)生物の生息・生育環境の保全・再生、(2)外来種対策の推進の

うち、(1)につきましては、大半が既に述べたことであります。(2)の外來種問題は、国際化時代の宿命ともいえる問題ですが、魚類ばかりでなく、植物や動物の分野でも大きな問題となっております。

河川でも堤防法面に外來植物が利用された例もあり、飼っていたペットの捨て場として河川が選ばれる例も多いようです。基礎原案に示されましたイタセンパラばかりでなく、それ以外の在來種の保護・育成にも努力されることが望まれます。外來種対策では特に関係省庁・自治体・住民との連携が重要であります。

景観につきましては、(1)新設・改築する施設等の周辺景観との調和、(2)ダム湖法面の裸地対策、(3)樹林帯等の保全が取り上げられています。

景観というのは、土地が持つ様々な生態的特性の総合でもありますので、人の目だけで判断しないことが必要です。河川環境からいえば、目立たぬようにするのが望ましいといえます。(2)については問題が多いようです。緑化では外來種を避ける必要があり、成功とはいえない例も多いことから慎重な検討が望まれます。(3)の樹林帯につきましては、治水等に支障がない限り、保護・育成するのが望ましいのですが、逆に言いますと、治水に支障のないように管理する必要があります。

生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工に示されました施策は、おおむね適切であります。

次に「治水・防災」に移ります。

治水の理念につきましては、提言で大きく変えることを提案しました。一言で言いますと、これまでの水害の発生を防止するという考えから、水害による被害を軽減するように転換しようというものです。

防止から軽減にレベルダウンするのかもしれない人がいるかもしれませんが、そうではありません。防止できればそれにこしたことはないのですが、現実には不可能です。不可能な夢を追うのをやめて、実現可能な道を選ぼうということでもあります。この点に関しましては、河川管理者と流域委員会はほぼ同じ認識をしていると思っています。

「破堤による被害の回避・軽減」について説明します。

破堤による被害を回避・軽減する具体的な方法として流域対応と河川対応が取り上げられています。水害は必ず発生するという立場に立ちますと、洪水氾濫を想定した対策を考える必要があります。住民自身もみずから水害に備える必要があります。

提言では、これまでの河川改修等の対策を「河川対応」と名付け、私どもが住んでいる側を堤内地といいます。堤内地での対策を「流域対応」と名付けました。これまでも流域治水といって堤内地での対策が行われてきましたが、治水よりもっと広い意味を持たせたいということから、あえて「対応」と名付けています。

基礎原案でも流域対応が取り上げられています。しかも、河川対応よりも先に記載していません。環境を治水、利水より先に記載したのと同様に、これが流域対応を重視する姿勢を見せたものでしたら喝采を送りたいと思います。しかも、流域対応を自分で守る、みんなで守る、

地域で守るに分類しています。このネーミングは簡潔明瞭でこのようなネーミングをした河川管理者をほめたい気持ちであります。

しかし、喝采を送るのもほめるのもここまでです。流域対応の内容を見ますと、「自分で守る」に取り上げられている事項は、情報伝達と避難体制の整備に関することばかりでありました。個人からの情報を収集する仕組みが置き去りにされています。これは自治体等がすべきことで、河川管理者に要求することは酷かもしれませんが、日頃からしておくこと、いざとなったらすることを具体的に示さなければ役に立つとは思えません。但し、「自分で守る」という表題は、個人の注意を喚起するという利点があります。

「みんなで守る」についても同じことが言えます。「水防活動」と「河川管理施設の運用」が取り上げられています。水防活動には、住民が関与する部分もありますが、河川管理施設の運用には住民は関係がありませんので、ここでいう「みんな」はだれのことかと疑問を持ってしまいます。数人から数十人の集団がどのように対応するべきかを具体的に示しておく方がよくないでしょうか。

「地域で守る」も同様で、地域としてどう対応するかという視点での記述が望まれます。

河川対応として取り上げられていますのが、「堤防強化」です。

河川の堤防は「土堤原則」といって、土で作り、異物を入れないことを原則としています。しかし、現実の堤防は土というより、土砂、場合によっては砂でできています。そのため、頑丈そうに見えますが、実際はもろいのです。河川管理者も率直にこのことを認めています。これは、河川管理者にとって勇気の要ることだったと思います。これまでは、堤防の脆弱なことを認識していても、強度については触れたがらなかったのです。ところが、今回は違いました。淀川の堤防は切れると大変ですから強化しようと言いつけているのです。この一事を見ても、河川管理者の意欲が感じられます。流域委員会を燃え上がらせたのもこの河川管理者の意欲でした。

堤防の脆弱性を認めた上で提案してきたのが「堤防強化」です。基礎原案では、2つの強化法が示されています。「高規格堤防」と「堤防補強」です。

高規格堤防は、堤防の幅を大きくして、たとえ越水があっても破堤はさせないということで、超過洪水対策として用いられたのが始まりです。しかし、高規格堤防は街づくりの一環として施工されるため、調整に時間がかかり、費用も莫大です。堤防1mあたりで1,000万円を超えるケースもまれではありません。

そこで期待されるのが「堤防補強」です。堤防補強には、堤防の法面をよろいのようにコンクリートで覆ったり、堤防の中心に、鋼管杭や矢板を打ち込んだり、コンクリート壁をもうけたりといったいろいろな方法がありますが、技術的には未解明な問題が数多くあります。このため、「淀川堤防強化検討委員会」を設置して、技術的検討をするということで、既に委員会での検討が始まっていますが、その成果に期待しています。できるだけ速やかに検討結果を出されることを要望いたします。

基礎原案には、堤防強化地区の選定基準が示されていますが、これについては、おおむね適切であります。

なお、高規格堤防は淀川左岸を重点的に実施するとしていますが、右岸と治水安全度の格差が広がらないように配慮することが必要です。

浸水被害の軽減では、「狭窄部上流の浸水被害の解消」と「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」

の2つが取り上げられています。

「狭窄部上流の浸水被害の解消」の対象となっていますのは、桂川、木津川上流、猪名川の3河川です。保津峡、岩倉狭、銀橋という狭窄部があり、その上流部はしばしば浸水被害に悩まされてきました。

基礎原案では、これらの狭窄部はいずれも「当面開削しない」としてありますが、開削するかのような希望を与えてきたこれまでの姿勢を改めたことの意義は非常に大きいと思います。

「狭窄部上流の浸水被害の解消」では、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標とした対策を検討するとしていますが、「既往最大規模の洪水」を採用したこと、軽減とせずにあえて「解消」としたことにつきまして、それぞれの理由を記載して頂きたいと思います。

対策の内容を見ますと、桂川では日吉ダムの治水強化即ち事業中の大戸川ダムへの利水容量の振替、木津川上流では事業中の川上ダムによる治水、猪名川では一庫ダムの治水機能強化即ち事業中の余野川ダムへの利水容量への振替が含まれています。事業中のダムはいずれも調査検討を継続するとされていますので、検討結果によっては抜本的に検討し直す必要が出てきます。

琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減につきましては、琵琶湖からの放流量の増大のみが対象とされています。整備方針には琵琶湖沿岸での対応が取り上げられていましたが、「具体的な整備内容」からは欠落しています。琵琶湖及び沿岸での「河川対応」と「流域対応」は重要でありませぬ。具体的な整備としても取り上げる必要があります。

また、琵琶湖からの放流量を増大させるには、「瀬田川洗堰の放流能力の増大」、「瀬田川下流の流下能力の増大」、「鹿跳峡谷の流下能力の増大」、「天ヶ瀬ダムの放流能力の増大」、「宇治川塔の島地区の流下能力の増大」、という事業が伴われます。

このうち、瀬田川洗堰の放流能力の増大と瀬田川下流の流下能力の増大につきましては、おおむね適切と判断されますが、鹿跳峡谷の流下能力の増大につきましては、歴史・景観等の観点からは開削は不適切であります。宇治川塔の島地区の流下能力の増大につきましても、河床掘削はできるだけ避けるのが望ましいと思われませぬ。天ヶ瀬ダムの放流能力の増大につきましても、増大すること自体は容認されますが、増大量についての事業に琵琶湖周辺での対応を加えて総合的に判断する必要があります。

このようなことから、この事業につきましては、代替案による検討を加えまして、さらに検討する必要があります。

一連区間整備の完成等は、ごく一部が残された事業を完成しようとするもので、いずれもおおむね適切でありますが、詳細につきましては指摘事項もありますので、意見書本文を参照願います。

次に「利水」に移ります。

提言では、これまでは、水需要が拡大するという予測に応じて水資源開発を行ってきましたが、これからは、水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理へと転換する必要があるとしました。

基礎原案でも、利水の基本的な考え方として「水需要の抑制」を取り入れています。さらに、「水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直

す、「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」としてありまして、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値します。

しかし、「水需要抑制」を行う理由が明確にされていません。水需要管理という新しい理念を具体化しようというのであれば、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ということを明確にする必要があります。

利水の具体的な整備内容として4つが示されています。

(1)の利水者の水需要の精査確認では、これまでの水需要予測が実績と乖離した原因を検討しようとする積極的姿勢がうかがえません。また、精査確認を単に「水利権更新の際に行う」としているのは説明不足であります。

(2)の水利権の見直しと用途間転用では、「水需要の精査確認を踏まえ、水利用の合理化に向けた取組みを行う」としていますが、「少雨化傾向等による利水安全度評価や河川環境を踏まえて関係機関と調整する」としまして、積極的な姿勢が見られません。農業用水につきましては、許可水利権の促進や地域の水環境に関する要望への配慮等、おおむね適切であります。

(3)既設ダム等の効率的運用による湧水対策の検討及び実施につきましても、おおむね適切であります。

(4)の湧水対策会議を組織改正して、効率的な利水運用や水需要抑制について総合的に検討することは重要ですが、その前提として、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位等の公表を早急に行う必要があります。

利水につきましては、「これからの利水はこうするのだ」という意欲が伝わってきません。河川管理者だけの責任でない面が多いことは理解できるのですが、水需要の過大予測といったこれまでの誤りを正さない限り、新たな利水の展開ができません。

次は「利用」です。

提言では、これからの利用は「河川生態系と共生する利用」であるべきとし、「川でなければできない利用」「川に活かされた利用」を優先するとしましたが、自然が失われた都市空間で暮らす人々の川の利用への要求が大きくなるに従いまして、様々な問題が出てきています。

例えば、水面の利用では、水上オートバイやプレジャーボートの利用が増加するに従いまして、水質汚染や事故が懸念されるようになり、規制が必要となってきています。その一方で、河川は自然を体験する貴重な場であり、河川に関わる人材の育成や環境教育の推進を望む声も高くなっています。

水面利用に関して基礎原案に示されました施策はおおむね適切であり、適切な利用が促進されるようにすることを期待しています。

河川敷の利用への要求も大きいものがあります。特に、堤内地における公園や運動広場が少ないことから河川敷の利用を希望するのに対しまして、「河川生態系と共生する利用」からはほど遠いとして、これらの排除を望む声もあります。

基礎原案では「本来河川敷以外で利用するものについては縮小していくことを基本とする」としながら、具体的な内容になりますと、「河川保全利用検討委員会(仮称)」を設置し、個々の案件ごとに判断するという「玉虫色」となっています。流域委員会としましては、基本に立ち返り、「河川生態系と共生する利用」を大原則として、運動場については堤内地への移転を

促進し、長期的には解消することを望んでいます。

なお、違法行為の対策、ホームレスへの対応、迷惑行為の対策についてはおおむね適切であります。

舟運の復活については、主として防災上の観点から推進しようとしていますが、船舶やプレジャーボート等による航送波による水辺の侵蝕、浄水場取水口への濁水侵入、油や排気ガスによる水質汚染等の問題が生じており、自然環境への影響という観点からすれば、慎重な検討が必要であります。

既に「淀川舟運研究会」、「淀川大堰閘門検討委員会」が設立され検討が行われていますが、より徹底した情報公開、「淀川環境委員会」との情報交換、環境保全に関わる学識経験者、住民・住民団体の参加による総合的な検討を行う必要があります。

基礎原案に示されました「河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる」という基本方針はおおむね適切であります。

この基本方針を河川管理者、内水面漁業者ともに、全河川での共通の認識とするべきであります。内水面漁業者も、アユ等経済魚種のみを対象とするこれまでの考え方から、淀川水系が持つ本来の多様な生態系を保全するという考え方に立って、持続的な漁業を目指して頂きたいと思えます。

琵琶湖における漁業者は、伝統的知識・技術に依拠しつつ、湖内の状況を日常的に見守っている存在であり、適切な漁業が生態系の保全に寄与する面もあります。住民や自治体と連携しつつ、漁業が持続的に行えるように配慮することが重要です。

琵琶湖の湖棚部には有機性堆積物いわゆるヘドロが増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしています。これを解決するための適切な方策を探り、早急に実行に移すことが必要です。

維持管理につきましては、時間の都合上、説明を省略させていただきます。

ダムに移らせて頂きます。

流域委員会はダムの役割を十分認識いたしまして、その建設を全面的に否定するものではありません。しかし、自然環境及び地域社会へ及ぼす影響が大きいことから、提言では、新たなダムは「原則として建設しない」としました。

一方、基礎原案では、「ダムは、水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」としながら、治水及び利水面の有効性、維持流量の補給といった利点の他に、琵琶湖の水位調節に役立つという環境面での利点を新たに加えて、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで、妥当と判断される場合に実施する」としています。

この方針に見られますように、「他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としたことは正しい姿勢と評価できますものの、「妥当かどうか」の判断の中に、提言に示した「社会的合意」が欠落していることは、重大な不備といえます。

提言では、ダム建設を計画する者の情報公開と説明責任を果たさなければならない事項を挙げましたが、さらに次の事項についての説明が必要です。

第1は「環境」です。

基礎原案では、ダム建設の目的に「環境面での利点」を新たに追加しています。「琵琶湖の環境を改善するために、丹生ダムの環境を悪化させる」ことを利点とする論拠は何でしょうか。

第2は「治水」です。

計画高水として、どのような洪水を何故採択したのでしょうか。

ダムの流量調節機能には限界があります。どのような大洪水に対しても被害を回避・軽減しようとする場合でも、ダムが優位なのでしょうか。

河川対応に加えて、流域対応を併用した場合と比較しても、ダムが優位なのでしょうか。

第3は「利水」です。

これからの利水に、何故新たな水資源開発が必要なのでしょうか。

利水安全度評価の低下を新たな水資源開発の必要理由に挙げていますが、利水安全度評価の低下に科学的根拠がありますか。

ダムの利水容量を別のダムに振替えることは、集水域が離れ、集水面積も異なるダムでは、たとえ容量が同じであっても、同等の利水機能の振替になるとは限らないと思いますが、いかがでしょうか。

第4は「経済性」と「社会性」です。

ダムの経済性を考える場合、ダム本体の建設・維持管理費の他、水質改善等の環境対策費、失われる環境の価値、構造物としての寿命が尽きた場合の対策費等、総合的なライフサイクルコストを説明する必要があります。

また、ダムは構想時から社会的混乱を巻き起こします。構想されるだけで、社会基盤や河川整備がなおざりにされる場合があります。事業中のダムがどのような決着を迎えようとも、これらの問題の解決を図る必要があります。

既設ダムについての具体的な整備内容につきましては、時間の都合により説明を省略させて頂きますが、基礎原案にも記載されていない提案がなされています。それは、治水ダム以外のダムも治水への協力を応分の協力として考えていく必要があるということです。これは流域対応で住民に応分の対応を求めたのと同じ論拠であります。この点についても、検討していく必要があると考えています。

次に、個々の事業中ダムについての意見に移ります。

最初は大戸川ダムであります。基礎原案によりますと、大戸川ダムは、「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」、「日吉ダムの利水容量の振替」、「大戸川の洪水被害の軽減」、「下流部の浸水被害の軽減」を目的としています。目的ごとの有効性を検討しますと、次の通りです。

「琵琶湖における急速な水位低下の抑制」につきましては、抑制効果は認められますものの、琵琶湖の自然環境にどの程度の改善をもたらすかが不明であります。

「日吉ダムの利水容量の振替」につきましては、桂川の環境を悪化させるおそれがある上、利水振替の同等性に疑問があります。

「大戸川の洪水被害の軽減」については、一定の有効性が認められますが、上流部で新たな洪水災害が発生する可能性があります。

「下流部の浸水被害の軽減」については、どの程度、被害軽減に結びつくかが不明であります。

次は天ヶ瀬ダム再開発です。

天ヶ瀬ダムの再開発として示されました「ダムの放流能力の増大」は、「琵琶湖周辺の浸水被害の軽減」を目的として、琵琶湖からの放流（いわゆる後期放流）を増大しようとするもので、瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区に至る区間の流下能力を増大させる一連の事業の1つであります。

一般論としていいますと、ダムの放流能力を大きくすることはダムの治水機能の増大につながり、推進が望まれる施策であります。増大量については琵琶湖沿岸部での浸水対策並びに瀬田川洗堰から宇治川塔の島地区に至る区間での流下能力を考慮した総合的な検討結果を待つ必要があります。

なお、ダムの放流能力の増大方法につきましては、各種の方法を採用して、環境に及ぼす影響が少ない方法を選択すべきであり、既存施設を活用してダム堆砂の排出に役立たせることの検討が望まれます。

次は川上ダムです。基礎原案によりますと、川上ダムの建設目的として、「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」と「下流部における浸水被害の軽減」の2つが挙げられています。

「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」につきましては、川上ダムに一定の効果が認められますものの、川上ダムの集水域は上野地区のその一部に過ぎず、効果は限定的です。また、計画高水より大きな規模の洪水に対して、ダムの治水機能は低下することを考慮しておく必要があります。

「下流部における浸水被害の軽減」につきましては、どの程度浸水被害を軽減できるかが不明確であります。

代替案については、基礎原案に示されました「遊水地の掘削拡大案」の他、「越流堤高・長の変更」等について再検討するとともに、新たな遊水地・放水路等についても検討する必要があります。また、土地利用の規制・誘導等の流域対応につきましては、より積極的な検討が必要であります。

次は丹生ダムです。

基礎原案によりますと、丹生ダムは、「琵琶湖水位の急速な低下と低水位の長期化の抑制」、「淀川水系における異常渇水時の緊急水の補給」、「姉川・高時川の河川環境の保全・再生」、「姉川・高時川の洪水被害軽減」を目的としています。

「琵琶湖水位の急速な低下と低水位の長期化の抑制」につきましては、水位の抑制効果だけでなく、それがもたらす琵琶湖の自然環境への改善効果を明らかにする必要があります。さらに、琵琶湖の自然環境の一部を改善するために丹生ダムによる環境への悪影響が許されるのかという目的への疑問についても説明する必要があります。

「淀川水系における異常渇水時の緊急水の補給」につきましては、高時川の河川環境保全のための放流等を考慮しますと、渇水時に緊急補給用としてどれだけの水量が丹生ダムに残されているかに不確実性があります。

「姉川・高時川の河川環境の保全・再生」については、灌漑期に発生する「瀬切れ」を解消するには、丹生ダムからかなり大量の放流が必要であり、前の2者との整合が図れない可能性

があります。

「姉川・高時川の洪水被害軽減」については、計画高水以下の洪水に対しては一定の有効性が認められますものの、計画高水を超える洪水に対する有効性は低下しますので、河道整備の充実が必要であります。

高時川は天井川であり、激甚な被害が発生する可能性が高いにもかかわらず、丹生ダムの建設を前提として、高時川河川敷の樹木が放置される等、河川管理面に問題が生じています。早急に調査検討の結果を示す必要があります。

次は余野川ダムです。基礎原案に示されました余野川ダムの主目的は「狭窄部上流多田地区の浸水被害の軽減」であり、そのためには「一庫ダムの治水機能強化」が必要であるとして、一庫ダムの堆砂容量の活用や、余野川ダムへの「利水容量の一部の振替」を行おうとしているものであります。また、余野川ダムの建設は「下流部の浸水被害の軽減」にも役立つとしています。

それぞれの目的には次のような問題があります。

「多田地区の浸水被害の軽減」の計画高水として「既往最大規模の洪水」が採用されていますが、猪名川の既往最大洪水の規模は異常に大きく、年超過確率に換算しますと数千年に相当します。従いまして、既往最大規模の洪水を計画高水とすることは、計画の達成という観点から見て実現性に問題があります。

「一庫ダムの治水機能強化」により、多田地区の浸水被害はある程度緩和されますものの、一庫ダムは猪名川の支川一庫大路次川に設置されており、ダムの集水面積とほぼ同じ面積を持つ集水域外から流出する流量への抑制機能はなく、抜本的な解決にはなりません。

「利水容量の振替」については、既に述べた通りです。

「下流部の浸水被害の軽減」については、余野川ダムの集水面積の大きさを考慮しますと、非常に限定的ではないかと考えられます。

以上の検討によりまして、事業中のダムについては、治水面での一定の有効性が認められますものの、建設に伴う自然環境への影響が懸念されます。さらに、ダムの有効性として新たに追加されました「環境振替」並びに「利水振替」につきましては、論理性並びに同等性に問題があります。

従いまして、事業中のダムはいずれも、中止することも選択肢の1つとして、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要であります。

関連施策として淀川河川公園が取り上げられていますが、時間の関係上、省略させていただきます。

以上で、意見書の説明を終わらせて頂きますが、作業部会の力不足によりまして、委員からの意見を十分反映できなかった点や、表現の稚拙さを感じる箇所が多くあります。お許しをお願いいたしますとともに、この意見書が次の原案に生かされることを期待して、説明を終わらせて頂きます。

どうもありがとうございました。

芦田委員長

今本委員、どうもご苦労さまでした。

今、リーダーの方から説明がありました部分については、委員の皆さまに何回も意見を出して頂いて、調整を図ってきております。今回でご承認をお願いしたいと思っております。後ほどまたご意見をお伺いしたいと思っております。

引き続きまして、各部会意見の報告をお願いしたいと思っております。

部会意見は各部会の自主性にお任せしておりますが、部会意見と委員会意見と矛盾するところがあるようでは具合が悪いわけです。そういう面を含めて、部会の方で意見を説明して頂きましたうえで、あわせて委員会のご承認をお願いしたいと思っております。

部会は地域別部会が3つ、テーマ別部会が4つありますが、各7つの部会につきまして最大5分以内くらいで、特に問題ない、矛盾してないなどの点も含めて、説明して頂きたいのです。

琵琶湖部会、お願いします。

江頭委員

琵琶湖部会からの意見書についてご報告させていただきます。

琵琶湖部会では、特に琵琶湖流域の特性に着目して意見書をまとめさせて頂いています。申すまでもありませんが、琵琶湖の特性は、3、4点あります。

滋賀県全体が殆ど琵琶湖流域に属している。琵琶湖には非直轄の多数の河川がある。また、琵琶湖流域は人口増加している唯一の県ということで知られていますように、人の活動や生産活動が直接琵琶湖の水質、その他環境に影響を与える。それから、これも説明がありましたけれども、琵琶湖は滋賀県、下流域2府4県を含めまして、水資源として多大な恩恵を与えている。水域と陸域の境界辺りの重要性が、この流域委員会でも議論されておりましたように、生態系にとって、この水域と陸域の境界領域は非常に広く、重要であるということから提言をまとめさせて頂きました。

資料2-1、目次をご覧頂きますと、1章は2つに分かれており、提言の趣旨をもう一度ここで再確認しております。その提言の趣旨、理念に対して、国土交通省から出されました基礎原案がどうであったか、反映されている部分と反映されていない部分を紹介させて頂いています。特に反映されている点は、「予防原則」ですね。基礎原案は予防原則のもとにつくられています。また、自然環境、生態系が著しい機能低下を来しているという認識は、ワーキング、部会と一致しています。

反映されていない点としまして4点ほど挙げていますが、提言書では「川が川をつくる」、自然が川をつくるという理念のもとでの川づくりをかがげていた。これに対し、安易に大規模計画が提案されているのではないかと、ということを指摘しています。

2章では琵琶湖の主たる実際の河川整備計画をする上での課題に対して、特に琵琶湖水位の取り扱い方についての問題点を指摘しております。

また、琵琶湖流域では、丹生ダムや大戸川ダムがありますので、その問題点といいますが、基礎原案で足りない部分を指摘させて頂いています。

先ほど、琵琶湖の特性として流入河川が多いということを申し上げましたが、具体的な点の

3番目として、河川水量と河川形状について、ここはいわゆる直轄以外の河川がたくさんありますので、非直轄の河川についても、直轄同様の配慮が必要であるということを力説させて頂いています。

非直轄ですので、県との連携や、他省庁との連携等が特に琵琶湖部会の課題では重要であり、そういったところを今後さらに検討、或いは追求して頂きたいという点を3章にまとめていますので、お目通し頂きたいと思います。

稚拙な説明となりました。以上です。

芦田委員長

琵琶湖部会は琵琶湖特有の問題をたくさん抱えておりまして、熱心に議論して頂いたわけです。委員会報告と琵琶湖部会報告が矛盾するということではなくて、さらに琵琶湖部会として特にやらなければいけないという点を説明されたと思います。

洗堰の操作によって琵琶湖の生態環境が深刻な状態になっているという点を強調されているのは当然だと思いますし、琵琶湖そのものは滋賀県の管理に入っていることもあり、滋賀県との連携が特に重要であるという点を強調されているということで、部会報告を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、続きまして、淀川部会をお願いします。

寺田委員長代理

淀川部会の部会意見ですが、これは先ほどの基礎原案に対する意見書の今本リーダーの説明と殆どが重複します。つまり、淀川部会の守備範囲が今回の意見書の中でもかなりの部分において核心的な部分であるということなので説明の重複は避けたいと思います。

2点だけ特に申し上げたいと思います。淀川部会の意見書の冒頭に「はじめに」ということで一般的なことに少し触れておりますが、冒頭の3行目、「河川の源としての森林の保全をはじめとする後背地や集水域全体、および、河川が海に至るまでの地域全体からなる流域全体の管理に一貫したものでなくてはならない」と書いています。これは先ほどの今本リーダーの説明にもあった通りですが、特に淀川は河川が基本的には琵琶湖から流れ出た瀬田川・宇治川それから桂川・木津川、そして海に注ぐまでの淀川本川という、それぞれ地域特性を備えた河川全てを抱えているということで、特に今申し上げたようなことを痛感するわけであります。

琵琶湖部会の意見にもありました通り、河川管理者が守備範囲として直轄区間ということの基本とされておりますけれども、省庁の方の守備範囲がそう決められただけであり、河川は途切れるものではありません。区間、管理者がだれかということとは関係なく、河川管理の理念が源流部から海に注ぐまで一貫したものでなくてはならないと強く意識されるべきということが第1点であります。

次に第2点ですが、淀川部会の意見書の1枚目をめくった裏側の方に木津川のこと書かれております。そこに指摘したことを皆さまにご報告したいと思います。最初の方に「1.1対象区域」とありますが、その最後の方です。特に森林の荒廃が河の荒廃に強く影響している、関係しているということです。先ほど今本リーダーが割愛された部分だと思っておりますが、実は森林

の保全または森林の荒廃を防ぐということが、河川の保全に本当に大事な要素なのだということをご指摘しているわけであります。これは木津川に限らず他でも関係するわけですが、こういう点についても省庁の権限の枠を超えて、今後の河川管理の場面で強く意識され、管理の対象の中に入れられなくてはならないということをご指摘しております。

この2点を淀川部会として付加をして、あとは先ほどの今本リーダーの説明を流用させて頂くということにさせて頂きたいと思っております。

芦田委員長

それでは猪名川部会の方をご説明をお願いします。

池淵委員

米山部長がいらっしゃらないので、私の方からご説明したいと思います。過不足等がありましたら部会意見ととりまとめリーダーの田中委員にお願いしたいと思います。

猪名川部会では、全体の意見書の内容と共通するところにつきましては、同じような形で描かせて頂いております。固有のものとしては銀橋の狭窄部、余野川ダム、それから猪名川全体として個性のある内容としては、里山・里川という概念を踏まえた河川整備ということを中心に共通的に描いて意見をとりまとめております。

基礎原案の項目ごと、或いは整備シートに該当するところと整合性のある形で意見をとりまとめております。基礎原案にも取り込まれておりますが、河川レンジャーにつきましても情報の収集・共有・公開・連携を促進する仕組みの1つとして位置付けて、活動拠点に流域環境情報センターを設置すること等も検討してはどうかという提言も、意見としてつけさせて頂いております。

河川環境につきましても、関係省庁とも連携して横方向の水域ネットワークの回復を目指す、といった施策を早急を実施する、またできるという意見を出させて頂いております。

治水・防災等につきましては、先ほど今本リーダーから銀橋の既往最大規模の洪水ということについて説明がありましたが、我々もいろいろ議論して、地域性を考慮しつつ、ある程度他の狭窄部の治水目標水準に合わせて高レベルの浸水被害解消、流域対応などについて同様の意見を具申させて頂いております。

余野川ダムにつきましては目的等の当初からの変更、変更の理由・事由、それから余野川ダム建設以外の治水対策の代替案につきましても、もう少し高めた提示の仕方をと意見として言わせて頂いております。今後の調査検討項目等につきましても別途意見をつけており、おおむね共有部分と猪名川固有の内容等について整合性のある意見集約になったのではないかと考えております。以上です。

芦田委員長

それではテーマ別部会について、環境・利用部会、いかがでしょうか。

宗宮委員

それでは環境・利用部会からご報告いたします。お手元の環境 - 1 から環境 - 8 ページまででまとめさせて頂きました。

環境・利用部会は30名という大所帯ですが、環境、治水、利水と、環境というのが前についてしまって、一体環境で何をやるのかということがありました。個々に別々の事業の中で仕事はしてきたのですが、それぞれ何の意味があったのかという評価や、事業としての位置付けがまだできていません。そこで、環境としてやるべきところはどこかという問題点を洗い出して、その結果として今の事業と原案とを比較しながら改善してもらうものはどこかという話をしてまいりました。環境を考える時に何も目標がないと困るということから、1960年辺りの河川環境を目標にするとわかりやすいのではないかということから、いろいろな話を始めてきております。

基本原案にもいろいろな河川整備計画方針等が出されているのですが、基本的には、当面実施可能な、昨年や一昨年から実施されてきた事業の中で、環境に関連するところを拡充し充実するというような位置付けがなされています。そういった個々の事業は確かに挙がっているのですが、では琵琶湖・淀川水系流域全体として環境をどうとらえるかという意味での評価、価値をどうあらわすか、またその結果として事業の成果がどう出たかという辺りの評価が十分上がってこない状況です。

そこに問題があるということで、1番の考え方のところで、流域全体の河川環境の保全と回復に向けた取り組み、河川の総合管理に向けた河川環境の総合管理システムの構築、利用をめぐる河川環境の整備の方針についてもう少し明確な方向性を出してもらえればよいなと思いましたが。いろいろな河川の環境に関わる委員会や懇談会、協議会等の位置付けがあちこちにてまいますが、それが総合的、統合的な観点のものであって欲しいということです。

2ページ目、例えば事業の方向付け等ですが、河川環境は地質や土砂、水質、生物等の構成要素、および構成要素間の相互作用から成り立っているため、そういった総合システムを相手にして評価をしなければならなかった時、少なくともやったことに対する成果をモニタリングし、モニタリングした後、フィードバックして次に確実に使う、評価していくシステムをつくって欲しいということです。

3ページ目辺りの中央にもありましたが、河川の全体としての環境に関する情報をもとに、専門家・住民が中立的立場で参加し事業を評価・検討・総括する場、例えば「琵琶湖・淀川水系河川保全・再生センター」といったものをつくり、そこに情報を集中して頂いて、評価をするシステムをきちんとつくって頂けないかというのが部会意見のポイントです。

評価する以上は、目的や指標などを明確にしていかなければなりません。4ページに「河川環境再生化計画の策定」と書きましたが、今すぐには不可能でも、30年先までの河川環境を考えるわけですから、5年くらいかかったとしてもこういった「河川環境再生化計画」を想定し、その中に目標や指標、程度、範囲等を設定して頂きたいと考えているわけです。

5ページ以降には、管理を具体的にやっていくセンターの話等も入れさせて頂きました。定期的にだれかが管理しているような場所があって欲しいということです。

6ページは環境教育です。今までは受動的に行われていましたが、今後は河川サイドから能

動的に行動するような場があってよいのではないかと書いています。

河川敷利用や船運、漁業についてもそれぞれ議論がありましたが、「川が川をつくる」ことを手助けするのが人間サイドというスタンスから、全て見直す必要があるだろうということです。

最後のページですが、流域全体の水循環システムの調査と現状の把握をした上、汚濁負荷の総量規制に向けた情報の共有と排出規制等を組み込みながら、社会的な合意形成の手段を確立した上で計画・手法、何をすべきかということをもう一度見直す必要があると思われる。当然施行後のモニタリングとフォローアップもその中に入りますが、次の計画を見直すようなシステムをつくって頂きたいというのが提案です。

芦田委員長

今ご説明頂いた環境・利用部会の説明内容につきましては、そのエッセンスが委員会意見の方に入っていると思うので、考え方をもう少し詳細に書いてあると理解してよろしいですか。

宗宮委員

はい。

芦田委員長

それでは治水部会ですが、これにつきましても殆ど意見書に入っていると思うのですが、よろしいですか。

今本委員

少しだけ追加させて頂きますと、治水というのは、これまでの河川整備により、安全度は飛躍的に増えております。そのために今一般住民の中に安心感が広がり過ぎているのではないかと考えられます。実は決してそうではない、危険はあるのだということから、備えをしておかなければならないと思います。

その一方でこれからの備えはこれまでのようなやり方ではなく、河川の対応とともに流域対応というものが重要になってくると思われます。この流域対応を河川管理者がするというのは、酷な面があるとは思いますが。これまでの守備範囲を超えてやってもらわなければならないことになるからです。しかし、これをしてもらわないことには治水が保てないのです。

また、これまでどちらかといえばダムに頼ってきた嫌いがあったと思います。しかし、これからはダムに頼らないということを基本に、堤防強化等を優先してやるのが当面求められているものではないかと考えております。中身につきましては、殆ど委員会意見の方にそのまま持ってっておりますので、かなり重複するところがありますが、幾ら環境をベースにして考えるといっても、これからの治水というのは重要です。ただ、これまでの治水はあまりにも環境への配慮がなかったという点で、これからの治水は常に環境に配慮して1つ1つの工事にまで気を配って欲しいというのが治水部会からの報告です。

芦田委員長

利水部会につきまして池淵委員をお願いします。

池淵委員

利水部会につきましては、委員会意見の利水部分についての説明に殆ど集約されると思っております。基本的な考え方として、基礎原案にそういった踏み込みがあるものの、利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わないものとして、水需要の抑制・管理を進めるとの主体的な姿勢で明記し、また進められないかというスタンスでまとめさせて頂いております。

水需要管理の1つの出発点として水需要の予測があるわけですが、これに対する踏み込み、或いはとらえ方において展開が弱いという指摘をしております。また、水需要の抑制には主として政策的に水需要の抑制を誘導する方策と、具体的な節水対策とがあって、この両者がうまく機能することによって水需要の抑制が可能になるという視点を十分取り入れるようお願いしているところです。初期の段階では河川管理者が直接関与できる内容・限界等があったわけですが、それを踏み越えるような提案も出しながら意見をまとめております。また、「水需要の精査確認」につきましては、現在事業中の各ダムに関わる水需要の精査確認は早急を実施すべきという意見で再度まとめています。

用途間転用として挙がっている大阪臨海・大阪府営・尼崎の各工業用水道について、河川管理者がみずからその可能性を検討することは評価されますが、早く検討等を推進して頂きたいということです。

利水安全度の低下等についての説明もありましたけれども、その対応を安易にダムに頼ることなく、様々な代替案を検討すべきという視点を重視しております。地球温暖化の影響等もこの整備期間内でどの程度あるのか、不確定ではあるものの検討を開始する必要があると。それから1つ大きなものとして、「湧水への対応」として湧水調整ルールについて、各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた湧水調整方式では、こういった水需要抑制の努力が反映されないで、それが反映されるような新たな湧水調整方式の確立の検討により精力を注ぐべき等の意見をまとめさせて頂いております。以上、簡単ですが終わります。

芦田委員長

どうもありがとうございました。利水部会につきましても、殆どは委員会意見に取り入れられていると考えられます。

次は住民参加部会ですが、これは今回の河川整備計画の中で大きな柱が2つあると思います。1つは、環境を入れたことによる治水・利水環境の理念の転換、河川整備計画の理念の転換、これが1つ大きな柱です。もう1つは住民がどのように参加していくかということですね。もちろん住民だけではなく、関係団体や省庁があるのですが、連携をどうしていくか、合意をどのように得ていくかというような問題も非常に大きな柱です。それに対して住民参加部会で熱心に取り組んで頂きましたので、ご報告をお願いしたいと思います。

三田村委員

住民参加部会からご報告申し上げます。

今芦田委員長がおっしゃったことで尽きると思いますので詳しく述べる必要はないかと思いますが、住民参加部会が関係いたしました意見は、前回承認して頂きました意見も含めまして3つありました。

1つは「意見書2」にあります資料2-1の後ろの方の「計画策定における住民意見の反映についての意見書」です。これは既に委員会でご承認頂いて、委員会の意見としてそこに添付されています。

今日ご報告申し上げますのは資料2-1、住-1から住-10「住民参加部会意見」、続きまして住-11から最後まで河川レンジャーと合意形成についての参考意見です。

まず、住-1から住-10にあります部会の意見について簡単に申しますと、住民参加の基本的な考え方を初めに述べ、具体的な整備内容に対して住民参加が関係する内容に対する意見を、一対一対応ではありませんが基礎原案に対応した順番に述べております。3つ目に、基礎原案に示された住民参加に関わる方策に対する意見を、モニタリング、アセスメント、各種協議会、委員会のあり方について述べております。

また、後半部分の住-11から参考意見として述べている部分があります。「河川レンジャー構想」と「合意形成」の部分です。この2つの参考意見は、他の地域別部会やテーマ別部会に関わる部分になります。他の部会との調整の結果、住民参加部会で意見をまとめるように仰せつかりましたので、住民参加部会としては参考意見として、いかにして河川レンジャー構想を実施に向けていけばよいのか、或いは合意形成とはいかに考えていけばよいのかという意見を、まとめられる部分で述べております。

住-11ページに「住民参加部会参考意見」として「河川レンジャー・流域センター制度の実現・具体化に向けて」とあります。これは先ほど説明のありました資料2-1補足の4ページ、「情報公開・連携・共同」の「2.住民との連携・共同」で「河川レンジャー」が基礎原案に書かれており、流域委員会が支援するということになってはいますが、どのようなやり方があるのか、或いは適切なのかということ住-11から住-20までに述べております。

もう1点は住-21ページからの部分ですが、「河川整備における合意形成に向けて」とあります。これも資料2-1補足の16ページにあります。特にダムの問題について社会的合意という文言が関わります。16ページの意見書の部分の2点目に「『妥当』の判断の中に、提言で示した『社会的合意』が欠落」していると書いてありますが、社会的合意、一般の合意も含めまして、「合意形成」をどのように考えるべきかということ住-21から最後まで述べております。簡単ですが住民参加部会からの報告は以上です。

芦田委員長

住民参加部会の提言といいますか、委員会の提言になるわけですが、これは当流域委員会の大きな成果と考えてよいのではないかと考えております。ダムの問題にしる、高水敷の利用の問題にしる意見の対立する問題が非常に多いわけです。これから解決していかねばいけない問題でありまして、いかにして合意を形成していくかというプロセスを提案しているわけで

す。そういう点で参考にして頂くべきものではないかと思っております。

各地域別部会、テーマ別部会からご報告頂きましたが、委員会意見を補強するものだと考えてよいのではないかと思います。

時間もたちましたのでここで15分くらい休憩しまして、先ほどの委員会意見、部会意見を含めて若干のご討議を経て、ご承認をお願いしたいと思っております。では、15分休憩いたします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは休憩に入ります、再開は18時にさせて頂きたいと思っております。18時になりましたらお席の方にお戻り下さい、よろしくお願い致します。

{休憩:17:41~18:00}

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、時間になりましたので審議を再開頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

芦田委員長

はい、再開いたします。

先ほどの意見書につきましてのご意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。今まで随分議論してきて、それほど反対はないのではないかと思いますけれども、是非これだけは言っておきたいということ、或いは評価して頂いても結構です。

特にないようでしたら、皆さまのご承認をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

{拍手}

どうもありがとうございました。

意見書では、国土交通省が整備内容シートで事業化、或いは検討を予定している箇所ごとに250カ所くらい、それぞれについて全て詳細に委員が見まして意見をつけているわけです。非常にこれからの参考になるだろうと思っております。

流域委員会を始めて2年10カ月、最初はこのように大勢の人間でまとまるのかというような批判もありましたが、よい川をつくりたいという委員の皆さま、或いは河川管理者の皆さまの情熱で今日このようにまとまったと考えております。ありがとうございました。

それから、今日もたくさんお見えになっておりますが、ここに至るまで当流域委員会に関心を寄せて頂いた多くの方々、また意見を寄せて頂いた多くの方々の支えがあって、初めて可能であったと思っております。これらの方々に対しても厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

今後の意見書の取り扱いですが、河川管理者は基礎原案に対する意見書と、住民、自治体の意見も踏まえまして修正され、その他の地域計画等を受けて河川整備基本方針を策定する必要があります。基本方針を策定した後、法令に基づく手続によって河川整備計画が策定されると思っております。それまで時間もかかると思っておりますが、できるだけ早く、我々の提言、或いはこの意見書が反映された河川整備計画を策定されるよう希望する次第です。よろしくお願いしま

す。

それでは、今後の問題ですが、今後の流域委員会をどうするかということにつきまして資料3-1、3-2があります。庶務の方で説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略[資料3-1、3-2説明]

芦田委員長

この案につきましては運営会議、検討会で検討しまして、皆さまにお送りして意見を求めたところですが、ご承認頂けますでしょうか。

河川整備計画基礎原案では、流域委員会を継続し、今後の河川整備計画の見直し・点検について諮るということで、さらには事業評価監視委員会の機能も兼務するという話ですが、結構なことではないかと思えます。本来ならば、この段階で流域委員会を終わりにすべきかも知れないのですが、積み残しのダムの問題もありますし、一遍に変わってしまうのは少し無責任という感じもあります。皆さまには大変ご苦勞をかけて、自分の仕事を持っておられるところにしわ寄せがいたり、場合によっては家庭不和の原因になるくらい負担をかけたりにしているように思いますが、もう1年任期いっぱいお願いしたいと思ひまして、こういう案を出しているわけです。

任期いっぱいといいますのは2005年1月31日までですので、ほぼもう1年間ですが、今までほどの頻度で開催はしないと思ひます。適宜報告頂いたりして、その点検を図っていくことも必要になってくるのではないかと思ひますし、ある程度の負担はかかると思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

新しい流域委員会につきましては、イメージとしては資料に出しておりますが、これがよいかどうかをさらに検討する必要があります。恐らく9月頃から検討を始めて、人選も行わないといけませんから、その辺りから次の委員会へ移行していくのではないかと思っております。何かありますでしょうか。

それでは、よろしくお願ひいたします。

では、資料4ですが、今後の予定につきまして、庶務の方でお願いします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

省略[資料4説明]

芦田委員長

何かご質問はありますでしょうか。そういうことでやりたいと思っております。

それではこの後、一般傍聴者からの意見聴取になりますが、意見書そのものについては今確定して承認を頂きましたので、それに傍聴者からの意見を反映することは不可能ですが、この意見書をどのように今後反映していくか、またはどのように河川整備計画をつくっていくかなど、いろいろな今後の問題もありますし、流域委員会の活動をどうしていくかというようなこ

ともあります。そういう点につきましてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

傍聴者（畑中）

流域委員会の皆さま、2年10カ月、本当にご苦労さまでした。私は三重県青山町、川上ダム建設中のところから来ている畑中尚といいます。ここでも何回か発言もさせて頂きました。ずっと傍聴にも来ておりましたが、最後の発言として2分ほどお時間を頂きたいと思います。

流域委員会にはもう申すことはありませんが、少し物足りないという感じがあったのは、川上ダムについて、中止も含めた、或いは中止を1つの選択肢としてという方向があったのにもかかわらず、中止ということが明確に示されなかったということです。これでは河川管理者がどうすればよいかかわからないと思います。遊水地を増設するのか、トンネルを掘って岩倉峡の水をスムーズに流すのがよいのか、或いはまた治水部会でも話題になっていると思いますが、森林の整備、役割についてどうするかという問題があります。これはまさに河川管理者ができないところで、省庁の違いがありますから特に悩まれるところなのですね。そういうものをどうしていくか、これに言及して頂きたかったと思います。

今、ダムをつくることによって将来大変な自然環境や生態系の破壊につながるかもしれません。治水の問題についても、川上ダムの目的は上野の浸水被害で、しかも一部は長田、小田の浸水被害もやると、提言にも、そういうところは誘導や規制も含めて指導すべきだと書かれています。大変評価したいと思いますが、そういうことも踏まえて、やはり私は、流域委員会として川上ダムは中止だということを明言して欲しかったのです。そして、それを受けて河川管理者はそういう計画をつくって頂きたいと、このように思うところです。今日もたくさんの河川管理者に来て頂いていますが、是非その精神で伊賀地方につくろうとしている川上ダムを中止して、ダムにかわる総合的、抜本的な治山、治水を考えて頂きたいと思います。以上です。

傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。毎度傍聴させて頂き発言させて頂きまして、ありがとうございます。今日は最初に、脱ダムネット関西という立場で発言させて頂きます。

本日本配布されました資料の中で、参考資料1のNo.426に「淀川水系河川整備計画基礎原案にかかるダムに関する対案」というものが添付してあります。これは本日、淀川水系流域委員会が最終の意見書を提示されるのに先立ち、先日12月6日に当ネットワークの学術研究者等の調査等により、流域委員会でも調査、審議されていない情報も交えているいろいろなことを実証し、河川整備計画基礎原案にかかるダムに関する対案をまとめたものです。

この中にはまず、環境保全についてもう少し厳しく掘り下げて頂きたいと記述しています。2番目に利水については、物理的には至るところで水が余っているという事実があります。行政の壁や自治体の壁を越えてこれを活用すれば、ダムの建設はしなくても十分対応できるということを記述しております。3番目に治水については、何十年も昔の山河の状況の中で降雨を想定するのではなく現状の中でなんとかするべきと思います。即ち、昔と違い山林はかなり回復しております。河川改修、堤防の整備も進んでいます。そういう中で降雨を想定して頂ければ、堤防さえしっかりしていれば甚大な被害は避けられるのではないかと思います。高くつくダム

は不要であるということを述べております。委員の皆さまにおかれましては、長い間試験勉強をやって、やっと今日試験が終わったというほっとしたご気分のところへ、今頃何を言っているのかというお気持ちが強いと思いますが、今後も流域委員会は続くということですので、是非とも、日を変えて気分も変えてご一読頂きますようお願いしておきます。

それから、もう少し時間を下さい。私個人としましては本当に、芦田委員長を初め、皆さまが3年近くにわたり、新河川法に魂を入れるために情熱を傾けられ、多大な努力を重ねられたことに対しまして衷心より感謝をしております。その結果、まさに新しい河川行政に足跡を残す提言並びに意見書をまとめて発表されました。本当にこのことには感謝をしております。この流域委員会は今後も重要な役割を担って存続するのですから、この機会をお願いをさせて頂きたいと思います。

国土交通省の近畿地方整備局が今後仮に、進行中のダムを継続するために、もともとの計画にあった利水の必要はなくなったのですが、例えば丹生ダムについては琵琶湖の環境改善容量の確保、大戸川ダムについては日吉ダムの利水の振替、余野川ダムについては一庫ダムの利水の振替といった、私ども素人から考えますと、言葉は悪いかもしれませんが抜け道や裏道を見つけて、ダムを建設することにこだわるのであれば、環境並びに財政の面からまさにがけっぱちにある日本の状況は救えないと思います。どうかこういうことにならないように、存続する流域委員会は提言並びに意見書の基本姿勢を堅持し、近畿地方整備局の一挙手一投足を見守って頂くよう切にお願いいたします。

なお、流域委員会の委員の中には、府県レベルのこのような委員会の委員を兼ねていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。どうかそちらの方でも淀川水系流域委員会の基本的考えを普及し浸透させて頂きますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、国土交通省近畿地方整備局の皆さまに一言だけお願いをさせて頂きます。今全国から注目されている淀川水系流域委員会を生み、成長するのを見守ってこられたのは近畿地方整備局そのものです。この流域委員会は、いわばかわいい子供です。その子供を裏切るようなことは絶対にして頂きたくないと思います。止めるべきダムは止めて、官僚にもオンというスイッチばかりではなく、オフのスイッチもついているということを示して頂きたいと思います。全体の国土交通省としては大変とは思いますが、この淀川流域を行政の特別区として新時代にふさわしい具体的政策を打ち出し、霞が関を納得させ全国に広めるのだという気概を持って河川整備計画を策定されるよう強く希望しておきます。ありがとうございました。

傍聴者（増田）

箕面の増田京子です。今日が最後ですので、やはり一言言わせて頂きたくと思います。

今、千代延さんの方から、脱ダムネット関西からの対案という形で出させて頂きました。12月6日に集まりまして、今までこの流域委員会に関わってきた私たちの集大成でもありますので、意見書が出された後ですが、河川整備計画に是非反映して頂きたく思ってお出させて頂きましたので、委員の皆さま、また近畿地方整備局の皆さまも見て頂きたくと思います。

今思い起こしまして、2001年4月からこの委員会に通わせて頂き、本当に長い間皆さまとおつき合いさせて頂きました。傍聴者発言もさせて頂き意見書も出させて頂く中で、本当に意見

の内容が変わってくるという、今までにないこの流域委員会のあり方を目のあたりに見させて頂きまして、これをこれから生かして頂きたいと思っております。流域委員会にかかった費用は何億円と聞いておりますが、これは民主主義のコストだと思っておりますので、特に近畿地方整備局の皆さまは是非これを生かして頂くように、やっていって頂きたいと思っております。

今後の新流域委員会の件で提案ですが、新しい委員を選ばれるということで、今まで治水、利水について私たちの方からも意見を言わせて頂きましたが、こういう角度の治水、利水の専門の方をもっと取り入れて頂けないかという思いをしておりますので、考えて頂けたらと思います。

最後に、私は箕面から来ておりまして、余野川ダムに関しましても本当に、先ほど川上ダムの方がおっしゃいましたように中止という形になって欲しかったと思います。これから精査・検討されるといいますので、それを私は待ちたいと思い、またそれにきっちり意見も言っていきたいと思っております。やはりこの意見書と猪名川総合事務所とに少し乖離があるということで、1つ具体的に挙げさせて頂きたいのです。

この5月に河川整備計画原案が出た後、今工事をしているのは防災上、或いは生活上必要なものに限ると言われていたにもかかわらず、今余野川ダムでは工事用道路の工事がされています。それも170m、1億8,000万円かけて5月以降にされているという現実を目のあたりに見まして、この意見書が生かされているのだろうかということを感じております。この道路は箕面の市道ではありません。本来なら市道の防災をきちっとして欲しいと思いますが、残念ながらそれは後回しにした形で工事用道路がつくられているという状況です。このようなことはやはり流域委員会との乖離があるのではないかと感じておりますので、そのような不信も払拭するような次の河川整備計画になることを要望して最後の発言とさせて頂きます。本当に皆さまご苦労さまでした。これからもよろしく申し上げます。

傍聴者（酒井）

京都の酒井と申します。

情報公開、それから住民参加の方法について九州の地方整備局、そこの住民集会のメディアの利用とか、インターネットにおける各委員会なり住民集会の内容ですが、実際この流域委員会の中で公開をやったということにはなっているようですが、まだまだやはり実際の地元住民の声が反映されてないと思います。新しい流域委員会の中で反映されていくわけですが、そういう方法を近畿地方整備局なり国土交通省の方で、各流域委員会が全国にあるわけですから、文化としての日本の河川管理というか、川の文化に対する広報なり考え方というのを国全体で考えるというような方向で努力して頂きたいと思っております。以上です。

芦田委員長

どうもありがとうございました。その他、ありませんでしょうか。

ないようですので、その他、庶務の方から何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

庶務からは特にありません。

芦田委員長

それでは、河川管理者の方から何かご発言はありますでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

これは各委員の方々へのアナウンスです。

以前に琵琶湖部会の方で、淀川水系流域委員会と滋賀県の方で設置しております「淡海の川づくり検討委員会」のメンバーが、有志で集まって話し合いをするということが有意義ではないかというような議論がなされております。これを受けまして、私どもと県の方で検討をいたしております。現時点では、河川管理者の方で主催をいたしまして、河川整備計画の中で取り組むべき課題についての意見交換、或いは情報の共有ということを目的とした懇談会を開催したいという意向です。この懇談会の位置付けとしては、組織と組織ということではなくて委員一個人としての立場で参加をして頂くようなことを考えております。

具体的には、これから日程調整等を行って、来年の1月中くらいをめどに考えております。滋賀県ですので、琵琶湖部会の委員の方々を中心にまた皆さま方に庶務を通じて呼びかけを行わせて頂きますので、参加のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

芦田委員長

その他、ありますか。

それでは、これで終わりたいと思いますが、近畿地方整備局を代表して河川部長、何かありますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 坪香)

後ほど意見書の提出式があるということなので、その時にごあいさつをまとめてさせて頂こうと思っておりましたが、委員の皆さま方がお揃いですので、この場でごあいさつを申し上げたいと思います。

この後ですが、芦田委員長から、淀川水系流域委員会からの基礎原案についての意見書を頂くことになっております。委員会発足以来、2年10カ月の長い期間にわたりまして、委員の皆さま方には非常に熱心なご議論をして頂きました。芦田委員長を初め、委員の方々に多大なご苦勞をおかけいたしました。まことにありがとうございました。さらには一般傍聴、ないしはホームページ等を通じまして意見を下さいました多くの皆さま方や関係自治体、関係機関の皆さまに、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げる次第です。

我々といたしましては、本日頂きました意見書を初めといたしまして、今後開催されます住民意見の聴取、並びに各自治体のご意見を十分に尊重させて頂きまして、できるだけ早期に河川整備計画基礎案を策定いたしまして、さらに今後、法定計画とされます河川整備計画の策定に向けて最大限の努力をしてみたいと思いますので、引き続きご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

げます。

甚だ簡単ではありますが、最後に改めまして各委員の皆さま方にお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

芦田委員長

どうもありがとうございました。我々も無事卒業とはいかず留年という格好になってしまったのですが、留年してその最後はかなり大きな試験がもう1つ残っています。できるだけ早く、課題になっている問題の調査・検討結果を出して頂いて、早く卒業できるように、ひとつお願いしたいと思います。

この後、答申をいたしまして、その後に記者会見ということですが、席の様様を変更するようですので、時間を頂きたいと思います。

どうも皆さま、長いことありがとうございました。傍聴者の皆さまも大変ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

ありがとうございました。

それでは、これにて第 27 回委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それではこの後、意見書提出式、記者説明会を 7 時から開催させていただきますので、20 分ほどレイアウト変更をさせていただきます。委員の方で参加可能な方はお残り頂いて、記者説明会に参加して頂きますようお願いいたします。

意見書提出式

庶務（三菱総合研究所 新田）

お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会の意見書提出式を開催いたしたいと思
います。司会進行は庶務を担当しております三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、
関西研究センターの新田です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、簡単に本日の式のご紹介をさせていただきます。

先ほど終了いたしました淀川水系流域委員会の第 27 回委員会にて、委員会の目的である河
川整備計画への意見及び住民意見の反映方法についての意見をとりまとめた意見を審議、確定
されました。この意見書を、本日河川管理者の方にお渡しするという式です。

意見書の内容等につきましては、後ほど委員長の方からご説明があると思いますので、早速
ですが、これより意見書の提出の方に移らせて頂きたいと思ます。まことに恐縮ですが、芦
田委員長と河川部長、どうぞ前の方によりしくお願いいたします。

それでは、芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

国土交通省から諮問を受けておりました、淀川水系河川整備計画基礎原案に関する意見書、
並びに計画策定における住民意見の反映についての意見書を慎重に審議した結果、別冊の通り
まとめましたので、答申いたします。

〔意見書提出〕

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

長い間にわたりましてご審議ありがとうございます。我々、できるだけ早期に河川整備計画
案を策定すべく努力させていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。委員の方
にも、長い間、本当にご苦労さまでした。心からお礼を申し上げます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これにて意見書提出式を終わりたいと思ます。ありがとうございました。引き
続きまして、記者説明会を開催いたしたいと思ます。記者の方は、今の席でしばらくお待ち
下さい。

以上